

「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則」の一部を改正する省令（案）について

1. 改正の趣旨

「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成4年法律第63号。以下「法」という。）第15条により厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、一定の基準に適合するものを介護労働安定センターとして指定することとされているところ。今般、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等に係る見直しについて」（平成20年3月31日行政改革推進本部決定）（別添参照）を踏まえ、介護労働安定センターの指定に関する基準等の詳細を定めるもの。

2. 改正内容

以下を、第2条の2として加える。

（指定の基準）

法第15条第1項第1号に掲げる基準は、次の各号いずれにも該当することとする。

- ① 法第17条に規定する業務を適正かつ確実に実施するために必要な職員が確保されていること。
- ② 法第17条に規定する業務を適正かつ確実に実施するために必要な事務所その他の設備が確保されていること。
- ③ 法第17条に規定する業務に係る経理が、申請者の行う他の業務に係る経理と区分して整理されていること。
- ④ 法第17条に規定する業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同条に規定する業務が不公正になるおそれがないものであること。

3. 公布日

平成21年3月31日（予定）

4. 施行日

平成21年4月1日

◎参照条文

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）（抄）

（指定等）

第十五条 厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第十七条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

- 一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
 - 二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、介護労働者の福祉の増進に資すると認められること。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「介護労働安定センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
 - 3 介護労働安定センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第十七条 介護労働安定センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 介護労働者の雇用及び福祉に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して提供すること。
- 二 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に対して、その者が賃金の支払を受けることが困難となった場合の保護その他のその職業生活の安定を図るために必要な援助を行うこと。
- 三 次条第一項に規定する業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(介護労働安定センターによる雇用安定事業等関係業務の実施)

第十八条 厚生労働大臣は、介護労働安定センターを指定したときは、介護労働安定センターに雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

- 一 認定事業主に対して支給する給付金であって厚生労働省令で定めるものを支給すること。
- 二 介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上に関する調査研究を行うこと。
- 三 介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るための措置について、認定事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。
- 四 介護労働者及び介護労働者になろうとする者に対して、必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練を行うこと。
- 五 職業紹介事業者その他の介護労働者に係る求職に関する情報を有する者についての情報を収集整理し、及び介護労働者を雇用しようとする者に対して、当該収集整理した情報のうちその希望に応じたものを提供すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るために必要な事業を行うこと。

2 前項第一号の給付金に該当する雇用保険法第六十二条又は第六十三条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、厚生労働省令で定めなければならない。

3 介護労働安定センターは、第一項に規定する業務（以下「雇用安定事業等関係業務」という。）の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。介護労働安定センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により介護労働安定センターに行わせる雇用安定事業等関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する
法人に対する国の関与等に係る見直しについて

〔平成 20 年 3 月 31 日
行政改革推進本部決定〕

国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等については、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）に基づき見直しを行ってきたところであり、今般講ずることとした措置内容は、別表のとおりである。

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
厚生労働省	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条の4	(財)ビル管理教育センター (社)全国ビルメンテナンス協会 有限責任中間法人全国管洗浄協会	・排水管清掃作業監督者講習等に関する事務	登録	・(社)全国ビルメンテナンス協会の役員について、平成20年度中に府省出身者と業界関係者の役員数を法人役員現在数の2分の1以下に是正するよう指導する。(再掲)
厚生労働省	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則第3条第3号のハ	(未指定)	・家庭用品衛生監視員の養成	指定	・指定制を廃止する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第46条	(社)全国シルバー人材センター事業協会	・啓発活動 ・研修 ・連絡調整、指導等 ・情報・資料の収集、提供 ・その他必要な業務	指定	・指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第15条	(財)介護労働安定センター	・情報・資料の収集、提供 ・専業主婦に対する援助 ・給付金支給 ・調査研究 ・相談等 ・教育訓練 ・その他の必要な業務	指定	・指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	老人福祉法第28条の2	(財)長寿社会開発センター	・啓発普及 ・老人健康保持事業の実施 ・老人健康保持事業者に対する援助 ・調査研究 ・研修 ・助成 ・その他必要な業務	指定	・指定基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・(財)長寿社会開発センターの役員について、平成20年度中に府省出身者と業界関係者の役員数を法人役員現在数の2分の1以下に是正するよう指導する。また、同センターの理事について、公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)に基づき、平成20年8月までのできるだけ早い時期に所管官庁出身者を理事現在数の3分の1以下に是正するよう指導する。